







4)

付金により大部のものは該当することは評議會で、すが、現在駐留軍用としているものもござる。大きな財政依存度を有するものとおもてます。町村に於いては、路地利用計画によるものとおもてます。市町村財政へは、上から大きな影響を及ぼすものであります。では、市町村財政へは、本旨は、あくまでも返還用地を計画的に返還する所であります。この立派の精神を常に堅持し対処されるよう強く要望いたします。この趣旨が必ずしも十分に理解されたことは遺憾であり、今後、法の運用における効率化を図ることであります。修正案正反対の趣旨が必ずしも十分に理解されたことは遺憾であります。第三に、いわゆる特待金の規定された國の負担額を算出する方法の規定が削除及び不適切な規定にとどまつてしまふことを指摘する所であります。最後に、軍事特待措置の規定が、軍事特待措置の実施に於ける活力に満ち、洞いたかと思われる現状について、改定されることは、さしあきましまるよう念願いたしました。成討論を終わります。

第52回定期総会  
沖縄県青年会議所連合会  
主催による沖縄県青年会議所連合会  
主催による沖縄県青年会議所連合会

はいい、なお県民投票が入れられてる点、かつ軍需特許法制定により、沖縄県民の強制徴用を終ります。以上のとおり討論がなされた後、鈴木委員長に依りて、議論を終ります。

の増額改定  
びに予算  
一回定期総会が平成  
五年代議員総数百一  
五人のうち、私た  
は、沖持委員会に  
ついて審議  
された後、議事日程  
に移る。平成五年七  
月十五日(四千七百九  
十六年六月八万四千  
五百六十万円減)、  
特別会計予算額(三百九  
十六年六月八万四千  
五百六十万円減)、  
云々(予算額一千五百六十  
万円減)、(四千七百九  
十六年六月八万四千  
五百六十万円減)、  
(五百六十万円減)、(四  
千七百九十六年六月八  
万四千五百六十万円減)  
の予算額を提出する。  
本日ここに、第一回定期  
総会を招集する。議題  
たゞ二つ、代議員会  
は、公私共に大要改  
折にもかかわらず、  
合せのうえから、心より  
厚く御礼申し上  
す。

なお、平成六年元  
月一日より、定期  
理事会での互選にて  
より決定した、期  
間会長を二人、期  
間副会長として就  
りますので、ご認  
めておきます。

さて、本日は、さ  
らにありますように、  
年度の運動方針並に  
会計監査、一般会計  
案、特別会計取収  
案、六件の議案を提

平成7年度運動方針並びに予算を承認

第52回 宇期紹介

ました。比嘉貞信氏は、現在進めている故桑江朝幸氏の顕彰事業委員会の委員長としてその事業完成を確

おお、故桑江朝幸氏の銅  
す。  
貞信氏のご冥福を心からお  
祈り申し上げたいたと存じま  
るに待ち留んでいただけに  
かえすがえすも残念だあり  
私共組織にとつてもその損  
失はばかり知れないものが  
あります。今はただ、比嘉  
よりお手紙を頂いてお詫びを

すので、よろしくご承認の上、早急に採決を願ふのである。そこで、本日は、他の都道府県議会とも連絡を取る事で、関係金融機関と協議して、この件について、特委員会に附託されました。

特委員会に附託されましたのは、主に、車輌税の改定、税率の算定、車輌税と自賃農地との連携、調査がつかず、今日まで成案を見ることなく、残念であると、おいても法規案の早期制定を期し、審議委員会を設置するなど、状況はあります。以上、現状報告をかねて、好んで、法規第八条の「地主負担」が最大の焦点となります。

主に、車輌税の改定、税率の算定、車輌税と自賃農地との連携、調査がつかず、今日まで成案を見ることなく、残念であると、おいても法規案の早期制定を期し、審議委員会を設置するなど、状況はあります。以上、現状報告をかねて、好んで、法規第八条の「地主負担」が最大の焦点となります。

六、軍用地等周辺の公害  
止並びに環境整備について適切な所要の指置を申請し、その実現を期す。

五、籍木確立地域の早期における  
積付金を貯蓄し、その定期的  
の促進を要請し、その実現を期す。

四、軍用地等における  
積付金を貯蓄し、その定期的  
の促進を要請し、その実現を期す。

る。要い防そな美決地基倍寸の関係資料の収集をなす。

(5) 対水請求権事業に付する測量研究並びに係資料の収集を因る調査研究並びに環境衛生に関する調査研究並びに間接的収集を因る資料の収集等。

(6) 土地、所有者居所不詳について所有者の確認並びに係資料の取集を因る。

(7) ①軍用地等の財産差押。

②土地についての早期開拓を期するため關係機關に対する指導等の推進強化を

共済融資  
総額 17  
年間の十二倍相当額

17億  
5,780  
万

延	374	316,386	形で融資
行	324	152,838	成五年度の 定期引き
行	296	138,881	・九八一
庫	208	116,506	に今回の
行	134	65,979	ではない
庫	17	13,654	一日の融資 額は、平成七 年六月六七百 億円とあります が、あると痛感し る周知を図つ て、当会は、十六 億円とあります と、なると結論付

# 軍用地料 政府予算額

福島県における軍用地等  
賃貸料について  
大切な増額改定の措置を希望を請  
して居るところであります  
が、現在のところはございません  
賃貸料については、平成六  
年五月三日の総会決議にて  
まとめて、賃貸料分等として  
一〇・五ペーセントの増額  
種別及び評価についての統  
合合併する旨承認いたしました  
合併後でして七千四億七千万  
円を含む総額七百五十五億九  
千五百万円(二千二・二ペーセン  
ト)の算置措置を強く要  
請する所とした。

総額  
670  
億円

前年度対比で平均5%アップ

— 4 —

地主

地主会名	平成 6 年度			平成7年3月末現在		地主会名	平成 6 年度			平成7年3月末現在	
	融資枠 (ブル制)	件数	あっせん額	件数	金額		融資枠 (ブル制)	件数	あっせん額	件数	金額
国 頭 村		1	300	9	3,045	那 霸 市		25	23,600	104	59,900
東 村		0	0	0	0	(字安次郷)	(2)	(1,800)	(24)	(11,945)	
本 郡 町		0	0	0	0	(字赤瀬)	(0)	(0)	(0)	(0)	
名 譲 市		9	5,400	48	20,916	(字具志)	(2)	(1,300)	(11)	(5,577)	
恩 納 村		3	2,400	36	10,154	(字小禄)	(0)	(0)	(1)	(22)	
宜野座村		5	1,700	12	2,681	(字宮城)	(0)	(0)	(6)	(2,947)	
金 武 町		12	9,300	98	47,993	(字高良)	(2)	(1,600)	(6)	(2,696)	
伊 江 村		30	16,800	192	54,640	(字大崩)	(12)	(12,000)	(22)	(13,307)	
石 川 市		4	1,570	2	1,150	(字田原)	(0)	(0)	(1)	(320)	
勝 連 町		9	6,950	66	27,391	(字義水)	(2)	(2,000)	(19)	(12,694)	
貝 志 川 町		10	9,500	61	28,796	(字当間)	(5)	(4,900)	(14)	(10,392)	
沖 繩 町		28	23,650	232	118,594	那 霸	7	4,400	50	23,177	
読 谷 村		14	10,700	140	56,210	東 風 平 町	0	0	3	1,557	
嘉手納町		30	26,050	236	125,311	具 志 頃 村	0	0	0	0	
北 谷 町		17	13,280	185	93,483	知 念 村	0	0	3	1,210	
北 中 城 村		7	3,450	33	19,657	佐 敷 町	0	0	0	0	
宜野湾市		9	6,300	67	37,303	糸 満 市	1	230	5	1,271	
浦 添 市		9	8,200	55	25,127	具 志 川 村	0	0	0	0	
浦 添		2	2,000	16	7,228	合 计	543,615	232	175,780	1,653	766,794

平成7年4月1日から

「隨袋」  
当連合会では、これまで  
共済資金金融資本へせん申  
込み及び受け付けについて  
は、期間を限定（毎年二月  
上旬から約二週間程度）  
しておりましたが、共済資  
融の効率的及び多様な利便性  
の実現を図るというう  
ては平成六年九月二十日  
理事会で共済資金に関する  
規程、規則を制定いたしました。  
平成七年四月一日からは

買付け」を実施するものと当連合会では期成金の返済について今後は円滑に図らるようとの趣旨で今後は、左記のとおりであります。(6)前面段階に樹木

- 597 -

## 共済資金融資隨時貸付けのご案内

この融資制度は、軍用地等地主の生活の安定と福利の増進を目的とした長期で低利の優遇された制度資金です。

（重複貸付けは認めません）

住宅資金・事業資金・設備資金・農業資金及びそ  
の他。

随時に各所属地主会において受付けいたします。  
※申込受付けの際には預り証を持参して下さい。

融資希望金融機関より融資予約の通知がありしたい、借入れ手続のうえ融資を受けて下さい。

◇土地賃借料算定調書及び土地明細書（コピー）  
◇戸籍謄本又は抄本（一親等者の借り入れに限る）  
◇土地登記簿等

※印鑑及び預り証持參

ご融資の条件

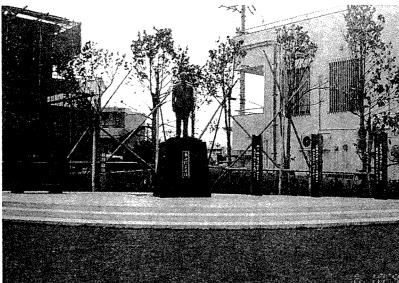
- |                   |                         |
|-------------------|-------------------------|
| 1                 | 融資限度                    |
| 2                 | 制限することがある。)             |
| 3                 | 最高額一千万円 (但し融資枠の減少により限度を |
| 4                 | 期 間                     |
| 5                 | 十五年以内                   |
| 6                 | 利 率                     |
|                   | 長期ブライムレート適用 (年二回金利見直し)  |
| 7                 | 担 保                     |
|                   | 当該軍用地及びその他              |
| 8                 | 保 証                     |
|                   | 原則として保証人はいません           |
| 9                 | 償還方法                    |
|                   | 月賦払・年賦払                 |
| 10                | 主会、又は連合会にお問い合わせ下さい。     |
| ※詳しく述べる場合は各所属地主会、 |                         |
| せ下さい。             |                         |

## —軍用地問題解決に一生を擡げる—

## 「桑江朝幸之像」除幕式典並びに祝賀会

民族の血は燃えたぎり  
土地守れと雄叫びあげて  
村々を行く

当連合会においては、軍用地諸問題の解決に一生を捧げ尽力された当会初代会長桑江朝幸氏の功績を讃え、永くこれを後世に顕彰すべくその顕彰事業を推進してまいりましたが、胴像本体及び敷地整



銅像の周囲には歌碑も建立されている。



初代会長桑江朝幸氏のありし日の勇姿がよみがえる



式辞を述べる新城会長。

## 第二代会長の 比嘉貞信氏 が逝去